

00621

鳥
縣
取
事
情
第
十
號

財政事

昭和二十七年十一月公表

00622

1 昭和27年11月30日 日曜日 鳥取縣公報

54号外

鳥取縣公報

◇告示 昭和二十七年度前半期の縣財政の公表

告 示

鳥取縣告示第五八九号

鳥取縣財政事情の作製及び公表に関する條例（昭和二十三年九月鳥取縣
條例第五十七號）によつて昭和二十七年四月一日から昭和二十七年九月
三十日までの期間における鳥取縣財政概況を次のとおり公表する。

昭和二十七年十一月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年度當初予算比較對照表							昭和二十七年度當初	
							表中數字單位千円	
縣債	そ の 他	寄附金	使用料及び 料金	縣稅	平地 方財 政	國庫支出金	總額	1億
1億	11,111,111.1%	11,111,111.1%	11,111,111.1%	11,111,111.1%	11,111,111.1%	11,111,111.1%	11,111,111.1	1億
2	2,222,222.2%	2,222,222.2%	2,222,222.2%	2,222,222.2%	2,222,222.2%	2,222,222.2%	2,222,222.2	2,222,222.2
3	3,333,333.3%	3,333,333.3%	3,333,333.3%	3,333,333.3%	3,333,333.3%	3,333,333.3%	3,333,333.3	3,333,333.3
4	4,444,444.4%	4,444,444.4%	4,444,444.4%	4,444,444.4%	4,444,444.4%	4,444,444.4%	4,444,444.4	4,444,444.4
5	5,555,555.5%	5,555,555.5%	5,555,555.5%	5,555,555.5%	5,555,555.5%	5,555,555.5%	5,555,555.5	5,555,555.5
6	6,666,666.6%	6,666,666.6%	6,666,666.6%	6,666,666.6%	6,666,666.6%	6,666,666.6%	6,666,666.6	6,666,666.6
7	7,777,777.7%	7,777,777.7%	7,777,777.7%	7,777,777.7%	7,777,777.7%	7,777,777.7%	7,777,777.7	7,777,777.7
8	8,888,888.8%	8,888,888.8%	8,888,888.8%	8,888,888.8%	8,888,888.8%	8,888,888.8%	8,888,888.8	8,888,888.8
9	9,999,999.9%	9,999,999.9%	9,999,999.9%	9,999,999.9%	9,999,999.9%	9,999,999.9%	9,999,999.9	9,999,999.9
10	10,101,010.1%	10,101,010.1%	10,101,010.1%	10,101,010.1%	10,101,010.1%	10,101,010.1%	10,101,010.1	10,101,010.1

昭和二十七年度當初現計予算比較對照表

一、まえがき
二、昭和二十七年度縣財政について
三、昭和二十七年度豫算の收入及び支出の状況について
四、昭和二十六年度歳入歳出決算について
五、縣民の負担の状況について
六、縣債一時借入金及び財産の状況について
七、むすび

附表

鳥取市火災概況等

三

次

一
書
六
九

この財政事情を縣民の皆様に公表して御理解いたたくようになつてから今回は丁度第十回目であります。

りますが廣く縣民の皆様の縣財政に對する一層の御理解と御協力を切望する次第であります。

二、昭和二十七年度縣財政について

1.追加予算について

(1)四月臨時縣會

昭和二十七年度当初予算は前回の公表にも御説明いたしましたとおり積極的一般財源補てんのため教育臨時特別税を創設する等の措置を講じ、強力に縣政の振張を期して或る程度の積極施策を折り込んで年間の綜合予算を提案したのであります。

然るに三月縣會において教育臨時特別税は否決となり職員の大巾な定数減並びに年末手当等の義務費の減額により、多額の義務費が今後に持越される結果、到底本年度縣財政の運営は出來ないこととなりましたので次の案件を一轍再議或は再提案いたしたのであります。が時恰も四月十七日鳥取市大火に遭遇しこれら提案事件は一轍徹回のやむなきに至つたような次第であります。

四月臨時縣會提案事件目次

件名	再議理由
第一號 昭和二 十七年三月三十 一日議決にかかる 第一號昭和二	入
一、歲	

(1)教育臨時特別税について

本縣教育費の實態を見るに全國平均から見ても基準財政需要額からみても遙かに上廻つて居る状態であつて、然もこれが本縣積極施策の遂行をはばむ原因ともなつてゐる實情であるので教

十七年度鳥取縣
歳入歳出予算を
再議に付する件

育費に對するこの程度の縣民負擔は眞に止むを得ないところであり本縣財政上から見ても絶体必要である。

(2)前年度繰越金の増額について

昭和二十六年度は政府のつなぎ融資により赤字を減少したのであるが、尙且つ國直轄事業負擔金、町村吏員恩給組合負擔金等の義務費を未拂として居り、到底かかる多額の繰越金は見込み得ないのであつて不確定な財源をもつて各種補助金を増額することは、不健全財政と謂わざるを得ない。

二、歲出

(1)職員の定数減について

知事部局の職員定数は地方財政平衡交付金の基礎となつてゐる基準財政需要額を基準として算出した理論定數二、七六一名と比較すれば既に一〇七名下廻つており、更に今回提案してあるとおり、三一名を減員するとすれば實質的には中央の指示とおり五%の減員を行う結果となるのであつて、これ以上の減員は事務を執行する上においても支障があり、又他の部局との間においても著しく均衡を失することとなるのである。

(2)中學校の時間講師の増員と手當の増額について

本縣の義務教育費が多額であるということは今更論ずる必要もないのであつて極力職員費の縮減に努めているとき、新たに時間講師の増員及び手当の増額を行うことは、型を変えた減員の復

縣稅條例中一部
改正の件を再議
に付する件
第三號 昭和二
十七年三月三十
一日議決にか
る第四十八號昭
和二十七年度鳥
取縣歲入歲出追
加更正予算を再
議に附する件
第四號 昭和二
十六年度鳥取縣
歲入歲出追加更
正予算の專決處
分について同意

(議決)

議案第一號の歲入(2)並びに歲出(3)の理由に同じ

第二號 昭和二
十七年三月三十
一日議決にか
る第三十號鳥取

(3)補助金の増額について
公設運動場新設補助
簡易水道設置費補助
森林組合技術員設置費補助
民有林開発緊急林道施設費補助
漁業協同施設費補助
單作地帶耕地事業費補助
中小企業協同組合施設補助
企業相談所補助
右各種補助金の増額については職員を減員し、新稅を創設しても尚且つ多額の赤字を生ずる苦しい二十七年度の財政状態から見て年度當初より予算化されてもこれを執行することは容易に見透しつけ得ない實情である。
議案第一號の歲入(1)の理由に同じ

活であつて基本的方針に逆行するものであり本縣財政を更に困難ならしめるものである。

第五號 昭和二
十七年度鳥取縣

歲入歲出暫定予
算の專決處分に
ついて承認を求
める件

第六號 鳥取縣
林業振興指導所
設置條例設定の
件

第七號 昭和二
十七年度鳥取縣
歲入歲出追加予
算

(2)四月追加（鳥取市火災關係經費專決）

鳥取市並びに西伯郡蓬坂村開拓團の火災對策復旧事業費の内應急復旧事業費等の緊急差しおき難いものについて一般會計七千八百二十六万余円及び特別會計（罹災救助費等）一億五千七十四万余円を專決予算としたものであります。

この際鳥取市大火災の狀況について御説明いたします。

既に御承知の如く四月十七日午後二時四十五分突如出火いたしました鳥取市の火災は風速十メートル乃至十五メートルの強風に禍され實に戦後我が國最大の火災となり誠に慘鼻の極みを呈しその災禍の激甚なることは我が鳥取縣政史上その例を見ない所であります。即ち出火後翌日午前五時鎮火に至るまで實に十四時間に亘り目抜商店街を始め都心部を全く灰燼に歸せしめ死者三名、重輕傷者三千九百六十五名、罹災世帯五千二百六十三、罹災人員二万四千七百十二名、被害總額實に二百億円という大災害となつたのであります。かくも莫大なる財産を瞬時に失いましたことは洵に痛恨に堪えないのであります。

天皇、皇后兩陛下におかせられましては鳥取市民の悲歎、窺乏をいたく御心配あらせられ特別の御思召しをもつて早速多額の御救恤金を御下賜あらせられたのであります。誠に全縣民齊しく恐く感激の極みでありまして私は全力を傾けて罹災者の救護と復興に邁進せんことをお誓いしました次第であります。縣におきましては遅早く鳥取市火災對策本部を設置致しまして縣、縣議會、鳥取市、政府出先機関の首腦者を委員に夫々委嘱任命し應急救助並びに恒久對策の確立を図り、本部事務所を縣廳に設置するの外中央連絡のため東京事務所内に東京本部を設置し、急遽上京いたしまして中央折衝に當つたのであります。一方政府においても十八日午前九時緊急閣議が開かれ、内閣に鳥取市火災對策本部が設けられまして保利房長官が本部長に就任され、直に各省關係官を來縣せしめられまして災害應急救助區画整理その他の緊急對策について懇切なる指導を戴いたのであります。

續いて衆參兩院の慰問團、政府を代表して野田建設大臣の慰問、自治廳政務次官の慰問等相次いで來縣される等、舉げて復興の協力態勢を整えて戴いたのであります。又連合軍最高司令官リツジウエイ大將の命を受けて在日兵た

昭和27年11月30日

昭和27年11月30日 日曜日 島坂縣報

昭和27年11月30日 日曜日 島坂縣報

ん司令部南西司令官代理ソムピアス中佐は十九日午前十時空路來縣し救援を約せられ、二十日の早曉にはトラック八十台、貨車四十八輛に滿載した毛布、食糧品等救援物資が届けられたのであります。尙ララ救援物資中央委員會よりも四万一千八百二十一點の膨大なる衣類が送られその他全國都道府縣、市町村その他各方面よりの多大の救援、同情、慰問激勵は罹災民を深く感奮興起せしめまして焦土から立上る大いなる力となつたのであります。私はかゝる御救恤、御救援に對しまして愈々縣民が一心一体となりこの復興の大業完成に全幅の力を致さなければならぬと深く痛感致した次第であります。而して復興の計画構想であります、この大事業は單に災害を旧に戻す所謂復旧の程度に止めずこの大不幸を一轉機といいたしまして大鳥取市の建設、即ち近代的な不燃都市産業文化都市の理想に邁進せねばならないと思うのであります。今こそ鳥取市民の粘張り強さを十二分に發揮致しまして所謂禍を轉じて福となすという百年の大事業を推進せしめねばならないと存するのであります、縣政府の重任にある私と致しましては微力ながら挺身し、この局面の打開に當つてはありますが何卒縣民各位の一段なる御指導御協力を念願してやまない次第であります。

(3) 六月追加

イ、火災關係

災害復興の要諦は自力にあることは申し述べるまでもないのであります。が財政の貧弱なる小縣がかゝる大災厄に遭遇して自力のみを以つてこれが復興を企図することは到底望むべくもない所であり、頼みとするは中央政府の財政金融等あらゆる面に汎る強力なる救いの手以外には途がない次第であります。従いまして復興事業費については國庫の最高率の補助を仰ぐべく火災後直ちに部下を動員督勵致しまして實地調査とこれが復興計画の樹立に鋭意努力し、その成案を得まして関係各省に對しまして夫々國庫助成方を強力に申請の結果、各省においても多大の同情と

好意を寄せられまして急遽實地踏査を遂げらるゝ等具体的的財政援助方に付眞剣に努力せられて縣市を合せ補助事業十六億二千余万円並びに單獨災害起債一億二千二百万円合計十七億円に上る事業費の承認を得ましたので一般會計五億一千二百余万円特別會計（縣立中央病院）一億四千六百余万円を追加致したのであります。

ロ、その他一般事業

一般財源を必要とする事業については本年度は大巾な歳入不足が予想せられる状態であるので旅費一割、需要費一割及び積極事業費一部の削減をして緊急差し置き難い経費を追加するの外その他は全額國庫補助等の特定財源に委ねているものののみを計上することと致したのであります。即ち縣職員費については當初予算に三一名の減員を提案致しましたが更に議會修正減一〇二名合計一三三名の減員となりましたがこれは理論定數、執務實態等から觀て無理な減員であり尙火災關係等の特別増員を要する事情もあるので七七名復活することとし、九百四十二万余円追加するの外、本年度國家公務員には給與月額の五割の臨時手當を支給することとなりましたのでこれと同様の措置をすることとしてこれが所要額四千六百四十五万余円、次に年末手当は当初予算において全額削除となつておりますので四千四十余万円、その他は生活保護費の單價増等の義務的經費或は全額特定財源のもののみを計上することと致しましたがこれによつても一般財源一億二千四百十七万余円を必要とすることとなりこれを全額平衡交付金等に依存することも不可能な次第でありますので止むなく旅費一割、需要費一割を節減することとして一千九百七十八万余円を捻出し更に積極事業においても一部削減することとして一千三十六万円、合計三千十四万余円を既定經費より節減して財源の捻出を圖る等の措置により一般事業費において一億五千五十一万余円、火災關係經費を合して總計六億六千三百余万円を追加計上した次第であります。

科 目	歳 出		当 初 予 算	四月追加予算 (専決)	六月追加予算 (定例県會)	七月追加予算 (専決)	現 計 予 算
	予 算 領	割 合					
1. 議 會	二九、七三、一〇〇	八、九	二九、七三、一〇〇	△	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇
2. 県 麾 費	二九、七三、一〇〇	八、九	二九、七三、一〇〇	△	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇
3. 警 察 消 防 費	二九、七三、一〇〇	八、九	二九、七三、一〇〇	△	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇、〇〇〇
4. 地 方 財 政 平 衡 交 付 金	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
5. 公 企 業 及 財 產 收 入	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
6. 分 担 金 及 負 担 金	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
7. 使 用 料 及 手 数 料	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
8. 国 庫 支 出 金	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
9. 緑 入 附 金	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
10. 雜 收 入	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
11. 税 金	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
歳 入 合 計	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇
當初予算を一〇〇とし て現計予算の増加率	一一、六九、〇〇〇	〇、四	一一、六九、〇〇〇	△	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇	一一、六九、〇〇〇

科 目	歳 入		当 初 予 算	四月追加予算 (専決)	六月追加予算 (定例県會)	七月追加予算 (専決)	現 計 予 算	追加更正 予 算 額	同	上 特 定	財 源	手 數 料 及 用 料	起 債	その 他	純 県 費 引	摘 要	
	予 算 領	割 合															
火災復旧事業費	三三、九七、八〇	三三、九七、八〇	三三、九七、八〇	△	三三、九七、八〇	三三、九七、八〇	三三、九七、八〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇
一般事業費	一〇〇、二六、五四	一〇〇、二六、五四	一〇〇、二六、五四	△	一〇〇、二六、五四	一〇〇、二六、五四	一〇〇、二六、五四	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一
旅費需要費の節減	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇
積極事業の節減	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	△一〇、三〇、〇〇〦	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇	一一〇、一〇
年 末 手 当	四〇、〇〇、一、六四	四〇、〇〇、一、六四	四〇、〇〇、一、六四	△	四〇、〇〇、一、六四	四〇、〇〇、一、六四	四〇、〇〇、一、六四	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一
臨 時 手 当	四〇、〇〇、一、六六	四〇、〇〇、一、六六	四〇、〇〇、一、六六	△	四〇、〇〇、一、六六	四〇、〇〇、一、六六	四〇、〇〇、一、六六	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一
合 計	六三、三〇、八〇	六三、三〇、八〇	六三、三〇、八〇	△	六三、三〇、八〇	六三、三〇、八〇	六三、三〇、八〇	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一	一一、一〇、七一
昭和二十七年度現計予算額調	(九月末日現在)																

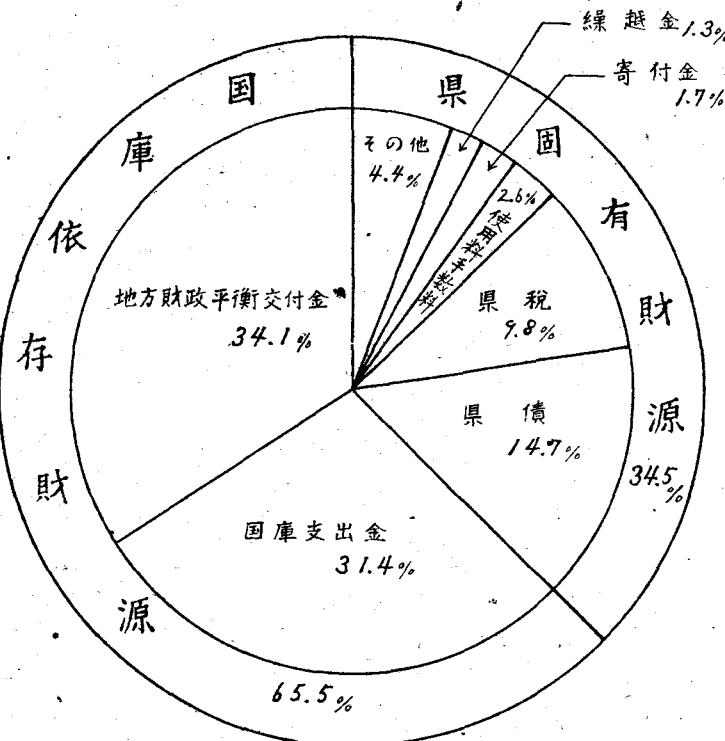
一般會計種目別追加更正予算概要 (六月縣會)

単位 円

17 昭和27年11月30日 日曜日 烏取縣公報 00633 号 外 54

昭和27年度現計予算(9月末現在)

歲入

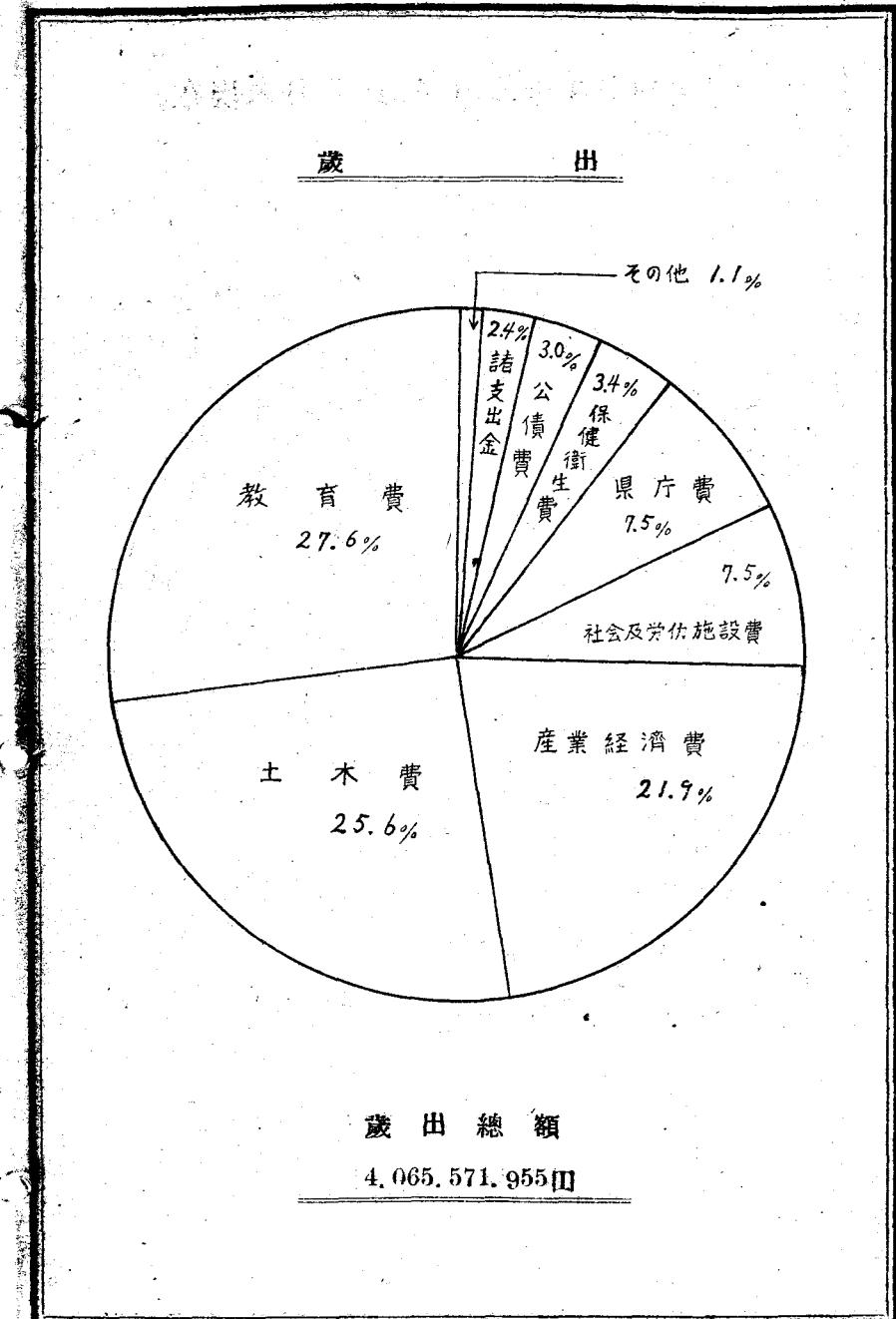


歲入總額

4.065.571.955四

00649

00639



3. 昭和二十七年度新規財政需要額 (1)	101,066	六、〇〇三	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇一、〇六六
(1) 給与關係経費	一〇一、〇六六	六、〇〇三	一六、〇〇〇	八、〇〇〇	一〇一、〇六六
(2) 行政施策に伴う増	三、六一四	一六、九七七	二九、五五一	二一、一〇〇	三、六一四
(3) 児童、人口等増加に伴う経費	一六、九七七	六、〇〇三	一六、九七七	六、〇〇三	一六、九七七
(4) 公債費の増	三、三三三	一六、九七七	二九、五五一	二一、一〇〇	三、三三三
(5) 地方選挙に要する経費	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
(6) 自治体警察廢止による減	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(7) 物価騰貴による一般物件費の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(8) 行政整理による減	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(9) 臨時事業費の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
小計	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(1) 公共事業費の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(2) 失業対策事業費の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(3) 寒冷地手当支給地域区分改正による手当の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(4) 石炭手当支給単価引上げによる増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
4. 昭和二十七年度新規財政需要額 (1)	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(1) 勤務地手当支給地地域区分改正による手当の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(2) 同給与關係費の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(3) 寒冷地手当支給地地域区分改正による手当の増	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇
(4) 恩給の特別措置法施行に伴う経費	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇

事	昭和二十七年度修正地方財政計画(案)			二七、九、五(自治廳)		
	項	改訂計画	当初計画	(単位百万円)	比較増減	二七、九、五(自治廳)
A. 資出	総額	府県一市町村	内訳	総額	府県一市町村	内訳
1. 既定財政規模	六〇六、九七七	三三、九五三	二九〇、〇〇〇	六〇六、九七七	三三、九五三	二九〇、〇〇〇
2. 昭和二六年度計画における新規財政需要額 算入不足額	三三、九五三	二九〇、〇〇〇	三三、九五三	三三、九五三	二九〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇
	■	■	■	■	■	■

税において鳥取市火災その他により一億二千万円の減収を來し、平衡交付金においては、一億八千七百余万円の大計上を行つてあり、尙鳥取市火災に伴う使用料（高等學校授業料等）の減収が約二千四百万円を生じ、合計三億三千万円の所謂赤字を計上している結果となつておるのであります。

尙今後追加計上すべきものとして、公共事業費の起債不足額一億四千四百万円を始め、法令に基く義務費、鳥取市火災に伴う義務的經費及びその他經濟的必要經費等計約三億円を要し、合計六億円以上の不足が見込まれるのでありますまして職員のベース改訂を行うとすれば更に相当の赤字を來すこととなる實情であります。

従つて尋常一樣の手段をもつては本年度の縣財政の運營は不可能であり、思い切つた歳出の節減も已むを得ないが究極の所、これは國の地方財政措置の不充分によるものでありますので、自治廳においても本年度地方財源措置として四三三億（次表参照）を大藏省と折衝中のよくな状況でありますので地方財政平衡交付金並びに地方債の増額に期待する以外、途がない實情でありますので、これが確保に懸命の努力をいたして次第であります。

昭和二十七年度預算の收入及び支出の状況について、一般會計の收入、支出の状況についてその概要を述べますと、現在までの收入額は十七億八千三百五万余円で予算額四十億六千五百五十七万余円の約四三%に當り、その收入状況は昨年同期の約四二%と略々同様のため大体順調といえましよう。しかし県税においては予算額三億九千八百二十六万余円に對して約二八%の收納にして昨年同期の約四三%を下廻つていますが、これは鳥取市の大火に起因したものとはいえ、更に協力を御願いしなければならないと思ひます。又起債の承認についても未だ確定して居ないのでこれも借入遲延の實情であり、繰入金についても未だ繰入できない状態であります。大体年度末までには予算額に近い收納ができるものと予想いたしておられます。

三、昭和二十七年度豫算の收入及び支出の状況について

(6) 年末手当 支給に要する経費	△ 10,000
(7) 水防整備に要する経費	△ 10,000
(8) 自治体警察整備に要する経費	△ 10,000
(9) 単獨公共事業費の増	△ 10,000
(10) 自治体警察廢止による減	△ 10,000
(11) 教育委員會選舉費	△ 10,000
(12) 教育委員會設置費	△ 10,000
合計	△ 10,000
5. その他	△ 10,000
(1) 昭和二七年度地方債の昭和二六年度線上使用額	△ 10,000
(2) 富裕團体における基準收入額が基準需要額を超える額の増加額の10%の額	△ 10,000
合計	△ 10,000
B、歳入	
1. 地方税	
2. 地方財政平衡交付金	
3. 國庫支出	
普通補助金	
灾害補助金	
公共事業費補助金	
失業対策事業費補助金	
既定計画	

次に支出の状況について申し述べますと、鳥取市の大火に起因し逐次予算を追加計上していますが、現在迄の支出額は十二億五千一百六十五万余円で予算額四十億六千五百五十七万余円に比較しますと約三〇%であり、昨年同期の約二九%を上回つており事業は予定どおり進捗しておりますので事業の執行状況は良好といえましよう。

以上現在までの収入、支出の状況を略述いたしましたが、経済事情の悪化はなお続いており、縣財政は膨脹の一途を辿つていますので、今後の運営については常に重点的運営方針によるの外、支出の節減と収入確保に努め、窮乏財政の中につつても各種事業の進捗に支障ないよう留意し、万全を期する考えであります。

特別會計については災害救助基金會計外五會計が収入に比較して支出超過となつてますが、これは鳥取市の大火による支出の増嵩と財源たる農作物の收穫期が十月以降であるため更に一般會計からの振替の遅延によるもので、今後歳入の收納については銳意努力し収入、支出の均衡を圖る見込であります。

昭和二十七年度一般會計收入の狀況

昭和二十七年度一般會計收入の狀況
(一七、九、三〇現在)

科 目	予 算 額	收 入 準 額	收 入 未 準 額	比 率
1. 県 稅	三六、二六六、〇四五	一一一、四二〇、〇八三	三六、五六、九六七	六〇%
2. 地 方 財 政 平 衡 交 付 金	一、三六七、〇四二	九六、一六六、〇〇〇	三六、五六、九六七	七一九
3. 公 企 業 及 び 財 產 收 入	一一、七二五、七七七	五、三六、三一六	六、三六七、〇〇〇	〇、〇六
4. 分 担 金 及 び 負 担 金	四九、二六六、九六六	三、〇三、〇三〇	四九、一六三、八九九	〇、〇六
5. 使 用 料 及 び 手 數 料	一〇、五五七、七三一	五、〇七四、五五〇	五、五七、五五〇	一〇、九
6. 國 庫 支 出 金	一、三三五、七四二、六〇九	一、一八三、一三一	一、一八三、一三一	一〇〇%
7. 寄 附 金	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇%
8. 繼 入 金	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇%
9. 繰 入 金	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇,000	一〇〇%
10. 雜 收 債	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇%
11. 県 計	四、〇六五、五七一、九五五	一一一、三八一、五三一	一一一、三八一、五三一	一〇〇%

一般會計支出の狀況

科 目		予 算 額	支 出 溝 額	予 算 残 額	比 率 %	予 算 額 に 對 す る 支 出 溝 額 の 備 考
1. 議 會	2. 県 庁	六、六九、九〇	二五、二八、九〇	一、四一、七〇	四六、〇	予算額の三割を占める。
3. 警 察	4. 土 木	一〇六、三九、一〇	一五〇、一三〇、七〇	五、三七、七〇	三、三九、七〇	予算額の二割を占める。
5. 教 育	6. 社 會 及 び 労 勵 施 設 費	一、〇九、三六、九〇	一、〇九、三六、九〇	〇	一〇〇	予算額と支出額が一致する。
7. 保 健 衛 生	8. 產 業 超 產 費	一、〇九、三六、九〇	一、〇九、三六、九〇	〇	一〇〇	予算額と支出額が一致する。
9. 財 費	10. 統 計	一、〇九、三六、九〇	一、〇九、三六、九〇	〇	一〇〇	予算額と支出額が一致する。
11. 選 評	12. 公 予	一、〇九、三六、九〇	一、〇九、三六、九〇	〇	一〇〇	予算額と支出額が一致する。
合 計	支 備 計	六、六九、九〇	二五、二八、九〇	一、四一、七〇	四六、〇	予算額の三割を占める。

特別會計收入の狀況

科 目	予 算 額	收 入 準 額	收 入 未 準 額	予算額に對する比率	特 別 會 計 収 入 の 狀 況	
					備 考	
災 害 救 助 基 金	一、三三、二九、六五	一、三三、二九、六五	一、三三、二九、六五	一一、一%		
就 學 奨 勵 資 金	一、八、000	一、七九、八〇〇	一、七九、八〇〇	一一、二%		
學 校 生 徒 奨 勵 資 金	一、三五七、000	一、三五七、000	一、三五七、000	一一、三%		
縣 立 學 校 実 習 費	一、二〇〇、000	一、一九九、100	一、一九九、100	一一、九%		
印 刷 事 業 費	五、四三八、八五五	五、四三八、八五五	五、四三八、八五五	一一、一%		
減 債 基 金	一、八一、000	一、八一、000	一、八一、000	一一、一%		
畜 牛 增 種 奨 勵 事 業 費	一、五六、一〇一	一、五六、一〇一	一、五六、一〇一	一一、一%		
無 畜 農 家 解 消 事 業 費	一、五六、一〇一	一、五六、一〇一	一、五六、一〇一	一一、一%		
縣 立 病 院 事 業 費	一、一〇九、六六七、000	一、一〇九、六六七、000	一、一〇九、六六七、000	一一、一%		
發 電 事 業 費	一、六一、二九、一一一	一、六一、二九、一一一	一、六一、二九、一一一	一一、一%		
用 品 調 達 事 業 費	一、八〇、000、000	一、八〇、000、000	一、八〇、000、000	一一、一%		
合 計	五、四三、000、九〇〇	五、四三、九五八	五、四三、九五八	一一、一%		

特別會計支出の状況

會計	予算額	支出額	予算残額	比率
災害救助基金	二三七、三九二、六五〇	一〇六、五四六、五七〇	三〇、七四六、一〇二〇	七六%
就學奨励資金	一八、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	一、三五七、〇〇〇	一〇〇%
県立學校實習費	三、〇〇〇、一〇〇	一、四四七、九九〇	一、四四七、九九〇	一〇〇%
印刷新事業費	五、四三九、八五〇	二、一五九、七五〇	三、二八〇、〇四〇	六六%
減債基金	一八一、〇〇〇	〇	一八一、〇〇〇	一〇〇%
畜牛繁殖獎勵事業費	五〇、一〇〇	一五、六一〇	三〇、四九〇	六〇%
無畜農家解消事業費	二、五五七、〇〇〇	一、一七九、三六〇	一、三七一、三三〇	七九%
県立中央病院事業費	二〇九、八六七、四〇〇	一〇一、一一八、六六〇	一一八、七四九、六六〇	五六六%
電事業費	二六、二九六、一三〇	一〇、七九九、五三〇	一九、六六、四六〇	七四%
發電事業費	一五、〇〇〇、〇〦〇	八、七九九、五三〇	一〇、六〇〇、〇〦〇	六六%
合計	五三四、〇〇〇、九五〇	三三一、九七〇、九三〇	三六二、〇〇〇、九六〇	七二七、三三一

四、昭和二十六年度歳入歳出決算について

昭和二十六年度一般會計の歳入、歳出決算についてその概要を御説明いたします。歳入總額は予算額三十二億九千八十四万余円に對して約九八%の三十二億五千一百六十五万余円で歳出は約九六%の三十一億八千二百六十三万余円となり差引六千九百二万余円となります。この内には翌年度へ繰越した事業及び事業の中止、縮少などのため國に返納を要する事業費が二千六百五十七万余円含まれておりますので實際の純継越額は四千二百四十五万余円となるのであります。

これを前年度の決算額に比較いたしますと、歳入において六億八千四百五万余円、歳出において六億八千九百四十六万余円の増額を示しておりますが、これは經濟事情の變動に伴う物價の高騰による事業費の増額と職員の給與改訂に起因したものと考えられます。

先ず歳入についてその状況を見ますれば予算額に對して三千九百十九万余円の減收となつていて、その主な理由としては國の施策變更に伴つて各種の事業が縮少、或は中止、又は繰延となつたによるものであります。従つて國庫支出金、寄附金の收入減となり更に起債についても、これら事業に附隨しているため、借入不用額となつたのであります。

次に歳出について見ますれば予算額に對して一億八百二十一万余円の不用額となつていて、これは歳入において述べた如く主として國庫補助金及び寄附金の減收などによつて收入が減少したため各種事業が縮少などされたためによるものであります。

尚翌年度に繰越した事業の内訳は土木事業関係一千二百四万余円、住宅關係一百五十三万余円、教育施設関係四百

科 目	稅 金	豫 算 額	決 算 額	豫 算 額 に 比 較 し て	率 決 算 額 に 對 す	備 考
県 地 方 財 政 平 衡 交 付 企 業 及 財 產 收 入	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	一 〇 九 八 %	一 〇 九 八 %	
分 担 金 及 負 担 金 使 用 料 及 手 數 料	一 一 八 三 、四 千 九 百 九 十 元	一 一 八 三 、四 千 九 百 九 十 元	一 一 八 三 、四 千 九 百 九 十 元	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	
庫 支 出	九 千 九 百 九 十 元	九 千 九 百 九 十 元	九 千 九 百 九 十 元	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	
附 入 越 收	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇	
計 合	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	三 萬 六 千 九 百 五 十 元	一 〇 九 八 %	一 〇 九 八 %	

五十六万余円で合計一千八百十三万余円でありますが、その外に国庫に返納を要するものが八百四十三万余円あります。

各種特別會計について述べますと、歳入合計は一億六千二十万余円、歳出合計一億五千二百九十八万余円で差引七百二十二万余円の剩余金となっています。これは各會計に亘つて歳入の收納に努め反面歳出を節減したためであります。

35 昭和27年11月30日 日曜日 島根県立坂町公報 号外 54

合計	発電事業費	畜牛増殖奨励事業費	無畜農家解消事業費	県立中央病院事業費	減債基	印 刷 事 業	県立実業學校實習費	學 校 生 徒 奖 勵 費	就 學 奖 励 費	災 害 救 助 基 金
1,60,140,140	110,140,000	31,100,793	1,10,140,793	1,10,140,793	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

会 計

豫 算 額

決 算 額

豫 算 額

減

率

%

備 考

昭和二十六年度特別會計歳入決算

昭和27年11月30日 日曜日 島根県立坂町公報 号外 54 34

合計	支 備	計	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金
1,60,140,140	110,140,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

合計	支 備	計	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金
1,60,140,140	110,140,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

合計	支 備	計	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金
1,60,140,140	110,140,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

合計	支 備	計	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金
1,60,140,140	110,140,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

合計	支 備	計	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金	費 金
1,60,140,140	110,140,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000

一般會計歳出決算

科 目

豫 算 額

決 算 額

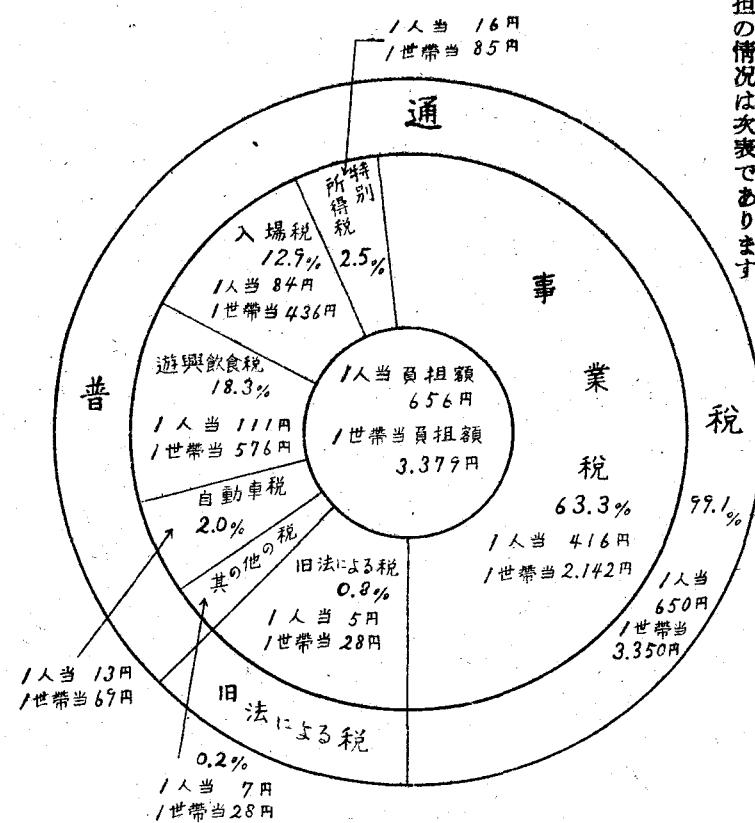
繰 越 額

不 用 額

豫 算 額 に 対 す る 比 率

備 考

昭和26年度税目別負担状況

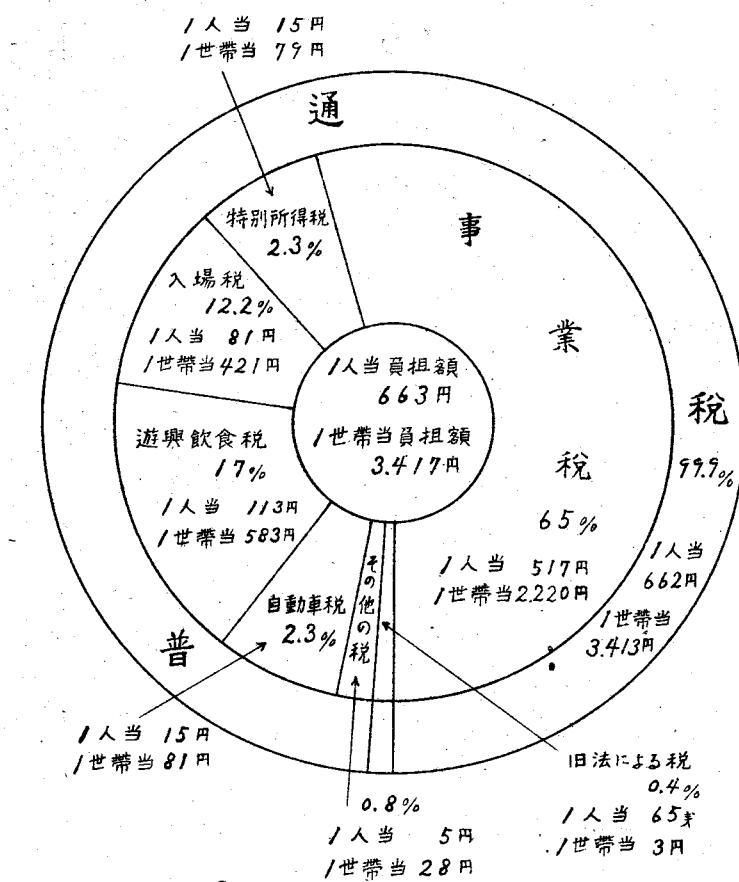


特別会計歳出決算

会計	豫算額	決算額	繰越額	不用车	の豫算額に対する比率
災害救助基金	三、000、七毛円	一、九九六、六毛円	五、016、000	四、114、000	50.5%
就学奨励資	二六八、0元	二六八、0元	三、000	一、990、000	100%
学校生徒獎勵資	一、700、000	一、700、000	一、600、000	一、100、000	100%
県立實業學校實習費	二、000、二六四	二、000、二六四	一、990、000	一、010、000	100%
印刷事業費	一、000、000	一、000、000	一、000、000	一、000、000	100%
畜牛繁殖獎勵事業費	六、000、000	六、000、000	五、000、000	一、000、000	100%
無畜農家解消事業費	六、000、000	六、000、000	五、000、000	一、000、000	100%
県立中央病院事業費	一、000、000	一、000、000	一、000、000	一、000、000	100%
発電事業費	一、000、000	一、000、000	一、000、000	一、000、000	100%
合計	一、200、240	一、200、240	一、199、240	一、000、000	100%

稅目		昭和二十六年度縣稅收入額調		單位千円
予算額	調定額	收入額	予算割合	
事業稅	110,333	114,013	102.1%	110,000
現年度分	150,850	151,021	100.1%	150,000
過年度分	111,021	111,021	100.0%	110,000
滯納額越分	114,130	114,130	100.0%	114,000
特別所得稅	八,570	八,570	100.0%	八,500
現年度分	九,258	九,258	100.0%	九,200
過年度分	10,106	10,106	100.0%	10,000
滯納額越分	六,343	六,343	100.0%	六,300
入場稅	三,110	三,110	100.0%	三,000
現年度分	四,520	四,520	100.0%	四,500
過年度分	一	一	100.0%	一
滯納額越分	六,699	六,699	100.0%	六,600
遊興飲食稅	六,343	六,343	100.0%	六,300
現年度分	六,733	六,733	100.0%	六,700
過年度分	七,053	七,053	100.0%	七,000
滯納額越分	八,273	八,273	100.0%	八,200
過年度分	一,001	一,001	100.0%	一,000
滯納額越分	八,273	八,273	100.0%	八,200

昭和27年度稅目別負擔狀況



酒	電氣力入税
消	滯納繩越分
費	船 舶 稅
稅	帶納繩越分
庭	電 話 稅
園	帶納繩越分
稅	不動產取得稅
	過年度分
ミ	木材引取稅
シ	滯納繩越分
ン	過年度稅
税	滯納繩越分

八
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

卷之三

— 一
— 二
— 三
— 四
— 五
— 七
— 九
— 十
— 十一
— 十二
— 十三
— 十四
— 十五
— 十六
— 十七
— 十八
— 十九
— 二十
— 二十一
— 二十二
— 二十三
— 二十四
— 二十五
— 二十六
— 二十七
— 二十八
— 二十九
— 三十
— 三十一
— 三十二
— 三十三
— 三十四
— 三十五
— 三十六
— 三十七
— 三十八
— 三十九
— 四十
— 三十九
— 三十八
— 三十七
— 三十六
— 三十五
— 三十四
— 三十三
— 三十二
— 三十一
— 三十
— 二十九
— 二十八
— 二十七
— 二十六
— 二十五
— 二十四
— 二十三
— 二十二
— 二十一
— 二十
— 十九
— 一

三十六
七
九
九
九
三

自動車税	現年度分	滯納繰越分
過年度分		
鉱區稅	現年度分	滯納繰越分
漁業權稅	滯納繰越分	
狩獵者稅	滯納繰越分	
現年度分	滯納繰越分	
地稅	滯納繰越分	
縣民稅	滯納繰越分	
家屋稅	滯納繰越分	
地稅	滯納繰越分	

平成十八年五月

100K
50K
10K
1K
500
100
50
10
5
1

一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
十	七	六	五	四	三	二	一	九	八
九	八	七	六	五	四	三	二	一	十
八	七	六	五	四	三	二	一	九	十
七	六	五	四	三	二	一	十	九	八
六	五	四	三	二	一	十	九	八	七
五	四	三	二	一	十	九	八	七	六
四	三	二	一	十	九	八	七	六	五
三	二	一	十	九	八	七	六	五	四
二	一	十	九	八	七	六	五	四	三

.00663

45 昭和27年11月30日 日曜日 島 取 縣 公 報 号 外 54

00665

昭和27年11月30日 日曜日 島 取 縣 公 報 号 外 5444

昭和27年11月30日 日曜日 島取縣報

00668

六、県債一時借入金及び財産の状況について

1.

県債現在額は次の通りであります

費 途	縣 債 現 在 額	(昭和二七・九・三〇現在)	
		借 入 額	償 還 額
教 育 費	二十七年三月末現在額	一九四、三五五	一七、二六一、三一四
社会及労働施設費	二七、四八五、五四二	一〇、五〇〇	三、九七、〇〇〇
保健衛生費	三六、二四六、八三一	八六九、七三三	三、三五六、〇五五
普通土木費	四四、一四三、五八一	一一〇、〇四一、五五四	四二、一〇七、二〇四
農業土木費	五〇、四〇六、四八八	一二〇、三、六一六	二六、一四一、八七三
産業経済費	一〇四、三三〇、七七七	一五三、六八一	一〇四、一七一、九六一
災害復旧費	三五、七九〇、八五五	一四九、〇一〇	三六二、五五六、八八五
補 計	四六六、七七七	三〇、九三三	四、三七五、八三四
合	一、〇三三、六三一	八、七三六、二六六	一、〇一三、九三三、五三六
縣 民 負 債 額	一人 当	一、六八九円	八、〇九〇円
	一世帯当り	八、六九九円	八、〇九〇円

次に本年度地方債は公共事業費の増嵩により地方團体の負擔總額は二千四百三十三億円となり、前年度より八百二十億円の増加を來しているのであります。これに對し地方債總額は七百三十億円（内五十億円は前年度に繰上充用）で前年度（当初五百五十億円赤字融資八十億円）より僅かに五十億円の増額であります。極度に壓縮された結果となつたのであります。本縣は特に財政状況等を勘案願い總額四億七千八百万円の承認を得たのであります。が、公共事業（補助事業）のみにおいても起債不足による一般財源所要額一億四千四百余万円となるのであります。てこれは本年度縣財政の状況より、地方債の枠の擴大を要望して完全實施を圖るべく努力中であります。

尙鳥取市火災復旧事業においては前述いたしましたとおり、各省の多大の同情と好意により、補助事業については殆んど全額起債を認められまして、この火災關係起債は縣分二億八千万円の承認を得本年度起債總額は實に七億五千八百万円となるのであります。

而して過年度債の現在額十億一千三百万円と合しますと實に十七億七千一百万円となり、今後の縣財政を壓迫することになるのであります。が現行の地方財政制度の下において特に本縣の如き財政の彈力性のない縣としては臨時災害復旧費或は投資的公共事業費の財源を起債に求めることは又やむを得ない處であります。

昭和二十七年度縣債承認額調
（火災以外の本年度災害を除く
過年度單獨災害は未査定）

單位千円

本年度は鳥取市の大火により予想外の借入をしたのであります。
この内訳は次のとおりであります。

昭和二十七年自四月一時借入金借入狀況調
(單位千円)

昭和二十七年度縣債承認額調（過年度單獨災害は未査定）

単位千円

區 分	總事業費	同上 負担額	寄附 その他の 特定財源	純 擔 額	起債申請 (單獨分)	承認額	承認割合%	不足額	區
									上 中 縣
一、一般補助事業	八〇〇,三九三	四三三,七九九	一一五,四四四	三三三,七九九	一一五,四四四	一一五,四四四	一一〇	一一五,四四四	一、
二、過年度災害復旧事業	三七〇,五〇一	一七〇,六六六	一一〇,三三三	一七〇,六六六	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇	一一〇,三三三	二、
三、一般單獨事業	一五〇,五〇一	一五〇,五〇一	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇	一一〇,三三三	三、
四、公營事業	一四〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇	一一〇,三三三	四、
五、火災復旧事業	一三〇,五〇一	一三〇,五〇一	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇,三三三	一一〇	一一〇,三三三	五、
小計	八〇〇,八九八	四三三,七九九	一一五,四四四	三三三,七九九	一一五,四四四	一一五,四四四	一一〇	一一五,四四四	合
補助事業	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇	一一〇,〇〇〇	
單獨事業	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇	一一〇,〇〇〇	
計	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇	一一〇,〇〇〇	
二、六九六,八七七	八〇〇,八九八	四三三,七九九	一一五,四四四	三三三,七九九	一一五,四四四	一一五,四四四	一一〇	一一五,四四四	
上 中 縣	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇	一一〇,〇〇〇	
合	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一一〇	一一〇,〇〇〇	

鳥取圖書館

三、六九三、六九
六七、九五

七、むすび

以上昭和二十七年度の上半期における縣財政の概況を御説明申し上げたのであります。地方財政は益々國庫財政の都合により壓縮される結果となり加うるに本縣は鳥取市大火により財政負擔は倍加され今後の縣財政は誠に困難な状態にあるのであります。あくまで私は縣民皆様と共に本縣財政の確立を期すべく懸命の努力をいたしたいと存じます。

3. 財産について

本年九月末現在における縣有財産は次のとおりであります

土 地	六三四、二六〇坪八五
建 物	五一、〇一〇、五四
立 木	六七一、一一五 石
船 舶	二 六 隻
自 動 車	六 二 台
レントゲン等	二〇 台 九式
特 別 資 金	六、四一七、一六九円
鳥 取 立 中 央 病 院	二五五、八〇
鳥 取 立 盲 學 校	一、九〇六、五四
鳥 取 立 累 善 學 校	二七九、〇〇
鳥 取 立 累 善 學 園 (盲ろうあ兒收容施設)	四九九、五〇
縣 立 公 舍	三六五坪五〇
鳥 取 立 中 央 病 院	一九〇、四〇

鳥取市火災概要

昭和二十七年四月十七日午後二時三十分（推定）

午後二時四十五分

同

同月十八日午前五時〇〇分

- 一、発火 知同
二、覺知 同
三、鎮火 同
四、火元 鳥取縣鳥取市吉方二九〇番地 高田好次郎所有家屋（空家）附近
五、火災の原因 不明
六、焼失面積

(イ) 焼失區域の總面積

三三八、九〇〇坪

(ロ) 焼失建坪

一〇二、一四七坪

(ハ) 焼失延坪

一三六、九〇〇坪

(二) 山林焼失延坪

一五〇、〇〇〇坪

七、罹災世帯及び人員

(イ) 世帯員數

五、二六三世帯

(ロ) 人數

二四、七二二人

(ハ) 住家數

六、七八六棟

(二) 非住家數

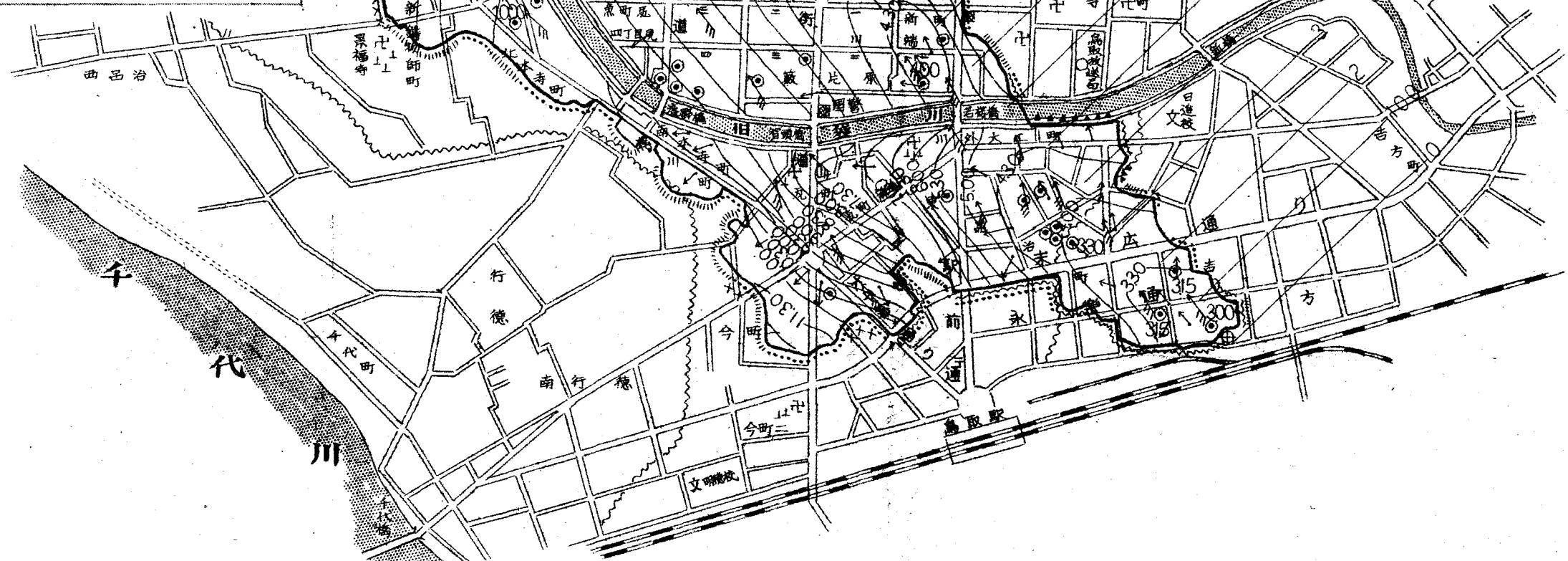
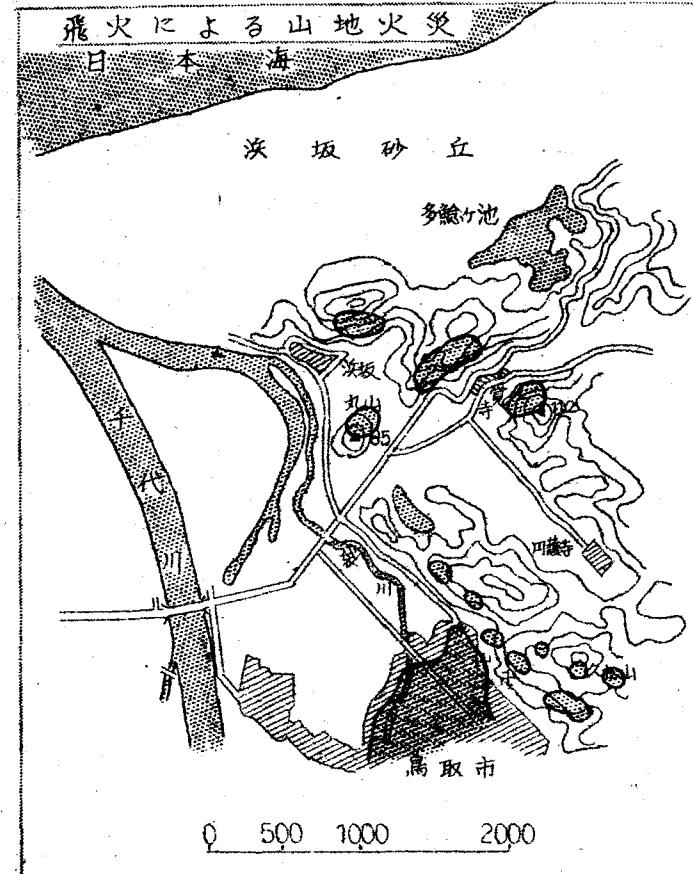
五一〇棟

(二) 人數

鳥取市大火図

縮 尺 $\frac{1}{10000}$

元火築物向線線防
建方曲ケ^等消^ル地他白



(iv) 破壊消防により倒壊したもの

九、損害見積額

(i) 建物損害額	四、〇六九、二九五、〇〇〇円
(ii) 内容物損害額	一五、二五五、六九五、〇〇〇円
(iii) 山林損害額	二、〇〇〇、〇〇〇円
合計	一九、三三六、三九〇、〇〇〇円

一〇、死傷者

計

住家	七棟
非住家	二棟

一一、主なる焼失建物

官公衙

鳥取食糧事務所

鳥取工業試驗場

三、九六三名

死	三名
重傷	二名
軽傷	二名

一二、延

鳥取經濟調査所

木材指導所

建一四〇坪

ク延一一一

ク延一〇八
三六六

鳥取木工株式會社	大島機工株式會社	勸業銀行鳥取支店	日本海新聞社	岡田謄寫堂	五臘園藥局	第一映劇	三和製麵所	三和銀行支店	山陰合同銀行西支店	亀の湯旅館	壽農產會社	鳥取銀行若櫻橋支店	山陰合同銀行南支店	
鳥取瓦斯株式會社	山本工業株式會社	鳥取硝子工場	潮工業株式會社	興亞工業家具工場	田澤產業株式會社	興亞工業株式會社	鳥取縣輸出木工協組	鳥取縣農業共濟連	動源溫泉	酒類販賣卸協組	丸茂旅館	澤タクシ一株式會社	末廣映劇	阪鳥商事合資會社
四四八	一〇五	四三〇	四六三	二七四	三九五	一二五	一九四	一一九	八〇	一七九	一七五	一一〇	一一一	一一〇
三五〇	五六七	二八〇	一四五	一七〇	二〇四	一四四	一二〇	八二	一五四	一二八	一五四	一〇四	五五	一一一
延	延	延	延	延	延	建	延	建	延	建	延	建	延	延

鳥取地方檢察廳	二二六
鳥取遞信診療所	二二一、九七〇
鳥取縣立中央病院	六〇二
鳥取郵便電話電報局	二五六
鳥取中央保健所	三四八
國警東部地區署	二二九
積善學園	二二五
鳥取圖書館	二二八
鳥取少年保護鑑別所	一一九
學 校	八四七
醇 風 小 學 校	延
(回)	

合計	事業人分税	個人分税	所得税	飲食税	動車税	業者税	漁業税	狩獵税	自鉱税	遊樂税	特別税
----	-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

三九八、二六九	二、六四二	一	六五〇	九、五一〇	四九、〇〇一	六七、九五二	九、三〇二	一二六、三八四	一三二、四三三	二五八、八一七	
---------	-------	---	-----	-------	--------	--------	-------	---------	---------	---------	--

八九、五九六	一五〇	四三	一〇	四八九	一六、三〇〇	一八、〇〇〇	一六、四九六	三五、二一四	一七、八九四	五三、一〇八	
--------	-----	----	----	-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--

二二、五	三八、〇	一、六	一、五	五、一	二四、〇	三六、七	二七、九	一三、五	二〇、五	
------	------	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	--

税

目

当初予算額(A度)

火災による減收額(B度)

(B)-(A)

摘要

単位千円

要

鳥取市火災に伴う県税等減收額調

鳥取食糧興業株式會社	ク	一六八坪	外市青果市場
鳥取糧產株式會社	ク	三五〇	三和木工株式會社
鳥取縣米穀卸協組連	ク	三五二	佐々木商事株式會社
鳥取ドレスメーカー女學院本校	ク	二七八	太平木材工業株式會社
中島製麥製粉株式會社	ク	一七八	太平木材工業株式會社
因幡木材工業株式會社	ク	一七八	本能淨
一ノ宮工業株式會社	ク	四一七	本管山
鳥取工業株式會社	ク	二六二	本勝德
三陽黒板株式會社	ク	五〇〇	本醫
鳥專百貨店	ク	一六六	寺
日本冷藏鳥取工場	ク	一二五	寺
鳥取平版社	ク	一八〇	寺
馬場印刷所	ク	一〇六	寺
鳥取銀行	ク	三四〇	寺
岡垣醫院	ク	二〇〇	寺
谷口醤油店	ク	一〇六	寺
鳥取延	ク	一一三	寺

火災による減收額(B度)	ク	一六五	延	ク	一五五	外市青果市場
横河造機株式會社	ク	一八〇	延	ク	五〇〇	三和木工株式會社
大黒神	ク	一〇六	延	ク	一〇〇	佐々木商事株式會社
真理湯	ク	三四四	延	ク	八六	太平木材工業株式會社
天理神	ク	二〇〇	延	ク	九一	太平木材工業株式會社
最勝寺	ク	一一三	延	ク	九二	本能淨
眞理寺	ク	一〇六	延	ク	九三	本管山
天理寺	ク	一一三	延	ク	九四	本勝德
湯寺	ク	一一三	延	ク	九五	本醫
所寺	ク	一一三	延	ク	九六	寺
理寺	ク	一一三	延	ク	九七	寺
神寺	ク	一一三	延	ク	九八	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	九九	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇〇	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇一	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇二	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇三	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇四	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇五	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇六	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇七	寺
教寺	ク	一一三	延	ク	一〇八	寺

失業對策事業費	10,000,000
災害救助費	六,五八,000
防火帶建設費	一三六,四六八,000
小中學校復旧費	九一,四五九,000
盲ろうあ學校復旧費	六,四〇八,000
公營住宅建設費	九六,一〇七,000
區畫整理事業費	九六,一〇七,000
防火帶建設費	九六,一〇七,000
計	九六,一〇七,000
昭二元	九六,一〇七,000
區畫整理事業費	九六,一〇七,000
連絡街路事業費	九六,一〇七,000
計	九六,一〇七,000
昭二元	九六,一〇七,000

年度	事業名	鳥取市火災復舊事業費一覽表			
		事業費	同上	財源	
昭和	中央病院復旧費	四、二五八、 〇〇〇	六、三九〇、 〇〇〇	大、九四〇、 〇〇〇	田
二	中央保健所復旧費	三、四九、 〇〇〇	一〇、八五〇、 〇〇〇	三、三〇〇、 〇〇〇	田
三	盲ろうあ児收容所復旧費	一七、七〇〇、 〇〇〇	八、八五〇、 〇〇〇	九、一五〇、 〇〇〇	田
四	保育所復旧費	五、六五〇、 〇〇〇	一、七〇、 〇〇〇	八五〇、 〇〇〇	田
五	小中學校復旧費	一〇〇、六一〇、 〇〇〇	五一、一〇〇、 〇〇〇	一、〇〇、 〇〇〇	田
六	盲ろうあ學校復旧費	三、三〇〇、 〇〇〇	一六、六六〇、 〇〇〇	一六、六六〇、 〇〇〇	田
七	公營住宅建設費	一八、五三一、 〇〇〇	一一〇、六〇〇、 〇〇〇	三〇、四九六、 〇〇〇	田
八	設復旧費	一、六〇〇、 〇〇〇	一一、八〇〇、 〇〇〇	一一、八〇〇、 〇〇〇	田
九	生活保護對象者宿泊施	一、六〇〇、 〇〇〇	一、六〇〇、 〇〇〇	一、六〇〇、 〇〇〇	田
十	引揚者住宅復旧費	九五、八六六、 〇〇〇	一〇、〇六〇、 〇〇〇	一〇、〇六〇、 〇〇〇	田
十一	區畫整理事業費	一九一、七九〇、 〇〇〇	一、一〇〇、 〇〇〇	一、一〇〇、 〇〇〇	田
十二		四七、〇〇〇、 〇〇〇	四七、〇〇〇、 〇〇〇	四七、〇〇〇、 〇〇〇	田
十三		九八、〇〇〇、 〇〇〇	九八、〇〇〇、 〇〇〇	九八、〇〇〇、 〇〇〇	田
十四		九七、九三八、 〇〇〇	九七、九三八、 〇〇〇	九七、九三八、 〇〇〇	田
十五					備考
十六					一般財源
十七					市負担金
十八					内譯
十九					縣負擔
二十					縣災害
二十一					保火險
二十二					

合 計	一一一、六八〇、〇〇〇	一一一、九〇〇、〇〇〇	六四三、七〇〇	二二、四八八、五〇〇	四四、六〇一、五〇〇
--------	-------------	-------------	---------	------------	------------

昭和四年四月十五日
 第三種郵便物認可 発行日 火・金

発行者 島 取 縣 島 取 市 東 町
 印刷所 島 取 縣 島 取 市 東 町 總 所